

平成27年第2回定例会
健康福祉病院常任委員会 提出資料

諮問第1号

| | |
|---------------|---|
| 諮問について | 1 |
| 資料1 審査請求制度の概要 | 3 |
| 資料2 異議申立書（写し） | 4 |
| 資料3 補正書（写し） | 5 |
| 資料4 督促状（写し） | 7 |
| 資料5 弁明書（写し） | 8 |

平成27年6月8日

健 康 福 祉 部

諮問について

1 知事への審査請求と議会への諮問

- (1) 生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金（就労収入の不実の申告による、支給済の生活保護費の一部返還）について、多気度会福祉事務所長が、三重県公債権の徴収に関する条例及び地方自治法に基づき行った督促に対して、相手方から知事へ取消しを求める審査請求がなされた。
- (2) 知事はこの審査請求に対する裁決を行うにあたり、地方自治法第231条の3第7項の規定により、議会へ諮問しなければならないとされている。

【三重県公債権の徴収に関する条例】

（督促）

第5条 知事は、公債権について、納期限までに納付しない者があるときは、規則で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

【地方自治法】

（督促、滞納処分等）

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

7 普通地方公共団体の長は、第1項から第4項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

8 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。

2 審査請求の概要

- (1) 審査請求人 多気度会福祉事務所管内在住の男性
- (2) 処分日 平成27年2月17日
- (3) 審査請求日 平成27年2月22日
(審査請求の補正完了日は、平成27年4月6日)
- (4) これまでの経緯
- 平成24年6月 審査請求人は、自営業を営んでいたが、傷病により就労困難となり、生活保護の受給を開始した。
- 平成25年12月 多気度会福祉事務所は、生活保護の開始から1年半程度経過したのち、審査請求人が就労を始めたことを把握したため、再三に渡り収入申告書の提出を求めたが、適切な申告は行われなかった。

平成 26 年 8 月

多気度会福祉事務所は、生活保護法に基づく調査を行って収入額を把握し、同法第 78 条第 1 項の規定に基づいて、審査請求人に対して不適正受給となっている保護費 564,726 円の徴収決定を行った（8 月 18 日）。なお、審査請求人は最低生活の維持が可能な就労収入があるにもかかわらず、収入申告書を提出しなかったことから、保護の廃止決定を行った（8 月 21 日）。

（5）審査請求の趣旨及び理由

①趣旨

審査請求人による公債権の未納に対し、処分庁が三重県公債権の徴収に関する条例第 5 条の規定により平成 27 年 2 月 17 日付けで行った督促の取消しを求める。

②理由

処分庁は、生活保護を受給している審査請求人について、就労収入の未申告があったことから、生活保護法第 78 条第 1 項の規定により支給済保護費の徴収決定を行った。その後、審査請求人から納付がなかったため、督促を行ったところ、審査請求人は、自身が生活保護を受給するに至った背景には、行政が対応すべき事案のために自らの蓄えを消費した事実があることから、本件督促が行われることは納得できず不当であるとして、取消しを提起すると述べている。

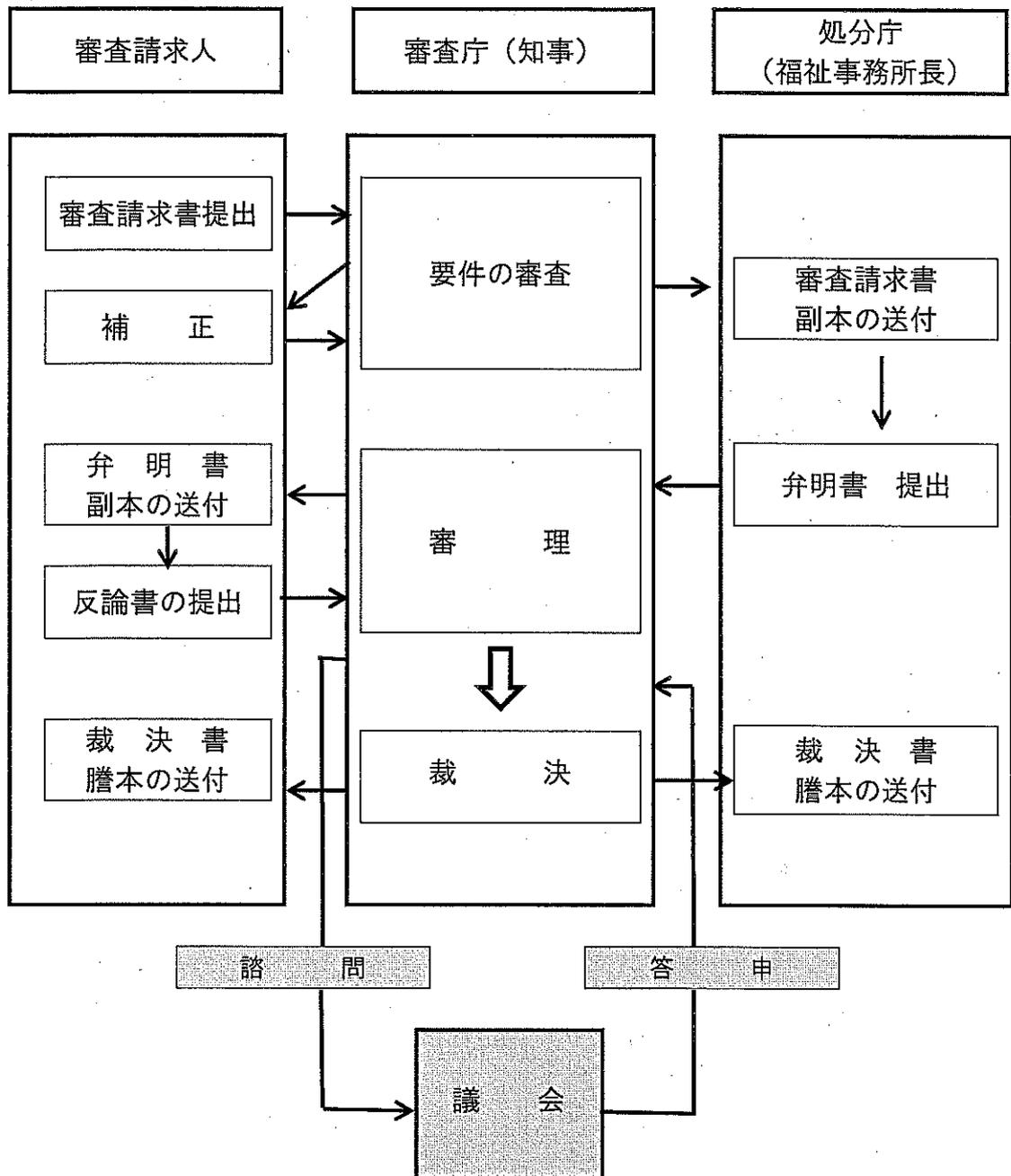
（6）審査請求に対する処分庁（多気度会福祉事務所長）の見解

審査請求人は、平成 27 年 2 月 17 日付けの督促についての審査請求であるというが、異議申立書には、督促に対する異議の内容が記載されていない。異議申立書に記載されている内容は、本件処分と何ら関係のない内容である。

審査請求人は、当該督促にかかる徴収金を納期限までに納付しておらず、本件処分は適法（正当）である。

審査請求制度の概要

1 裁決に至る流れ



※ 審査請求がなされてから裁決までの期間は定めがないが、行政事件訴訟法により、審査請求後3か月が経過すると裁決がなされなくとも取消訴訟の提起が可能。

2 裁決の種類

- 却 下：審査請求が要件を満たしておらず、不適法な場合に行われる。
- 棄 却：処分の違法性、不当性が認められず、請求に理由がない場合に行われる。
- 認 容：処分が違法又は不当と認められ、請求に理由があると判断される場合に行われ、処分庁の処分の取消等を命じることができる。

異 議 申 立 書

通 知 書 番 号 1400021201

私 [REDACTED] は先に送付済の懸案について異議を申立致します。以前、私は北海道出身の [REDACTED] を数か月保護しました。その件についてどの部署の方々でさえ回答を得る事が出来ませんでした。故に、自分の資金を約90万円使い資金の枯渇で切羽つまりまして、やっと、 [REDACTED] を引き取って頂きましたが、その資金については [REDACTED] から返済すらありません。本来貴殿がすべき対応です。そのような事が無ければ、自分の資金枯渇に至らず、自分の申請など皆無でした。よって、私に対する処分を取り消す事を提起するものです。

三重県知事 殿

2015年 2月 22日

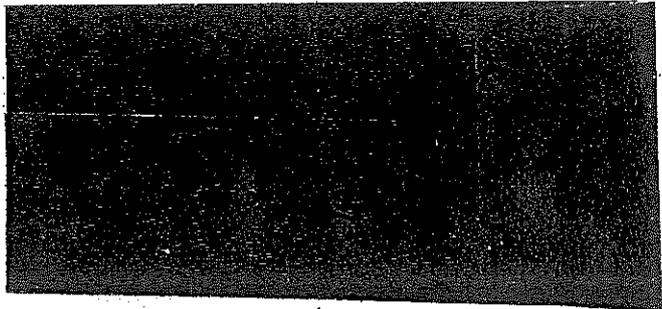


平成27年 3月24日

三重県知事 鈴木 英敬 あて

異議申立 (審査請求) 人住所

氏名及び印



平成27年3月12日付け三重県指令健福第12-706号をもって補正を命ぜられた事項について、次のとおり補正します。

1 異議申立書の氏名右横に押印すること。
(異議申立書原本を返送しますので、押印のうえ、この補正書とともに再提出してください。なお、異議申立書は多気度会福祉事務所において2月24日に郵便により受理していますので、この補正書が期限内に提出された場合には、2月24日に申立があったものとして扱います。)

2 異議申立書を審査請求書と取り扱うことの是非を示すこと。
異議申立書と記載していただいておりますが、申立の案件は審査請求にあたりますので、審査請求があったものとして取り扱って構いませんか。
(いずれに○を付し、必要な場合は内容を記載してください。)

- ア 構わない
 - イ 異議申立書として扱ってほしい
 - ウ その他 (具体的に)
- ※イを選択された場合、審査に至らず、申立は却下されることが想定されます。

3 異議申立 (審査請求) の対象処分を明確にすること。
どの処分に対する異議申立 (審査請求) ですか。
(いずれかに○を付してください。)

- ア 平成27年2月17日付けの督促
 - イ 上記督促の元となった生活保護法第78条による徴収決定
- ※ イを選択された場合は、審査請求期間が経過している可能性があります。

4 異議申立 (審査請求) に係る処分を知った日を明確にすること。
(2で選択した処分を知った具体的な日を記載してください。)

~~平成27年3月24日~~ ※ H27. 2.22

である旨、確認済み

(裏面に続きます。)



(様式第3号 (公債権 (公債権徴収条例第5条による督促) の場合))

督 促 状

| | |
|--|---------------------------------|
| [REDACTED] | |
| 納入通知書番号 | 1400021201 |
| 未納金額 | 564,726 円 |
| 未納金の内容 | 生活保護法第78条による徴収金 (就労収入の不実の申告による) |
| 指定期限 | 平成27年2月27日 |
| <p>(1) 上記の金額が納期限までに完納されていませんので、先に送付してあります納入通知書により上記指定期限までに納入してください。 ※この督促状を受ける前に納入済みの方は、行き違いでありますから、御了承願います。</p> <p>(2) 未納金額については、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額(100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.5パーセント(督促状を発する前の期間及び督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.25パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.25パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した延滞金が徴収されることとなります。この場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p> <p>(3) 指定期限までに完納されないときは、滞納処分を行うことがあります。</p> <p>(4) この督促(以下「処分」といいます。)について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して30日以内に知事に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立て(審査請求)の決定(裁決)があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として(三重県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立て(審査請求)があつた日から3か月を経過しても決定(裁決)がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定(裁決)を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定(裁決)を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> | |
| 平成27年2月17日 | |
| 三重県多気度会福祉事務所 所長 板崎寿一 <input type="checkbox"/> | |

多度福 第 16 号
平成27年4月16日

審査庁

三重県知事 鈴木英敬 様

処分庁

三重県多気度会福祉事務所長 藤岡幸一

弁明書

1 事件の表示

三重県公債権の徴収に関する条例第5条の規定に基づき平成27年2月17日付で当庁がした督促処分（以下、「本件処分」という。）について審査請求人 [REDACTED] が平成27年2月22日付で提起した審査請求

2 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する
との裁決を求めます。

3 審査請求書記載事実の認否

審査請求人に対し、平成27年2月17日付けで本件処分をしたことは、認める。
その他の記載事項については、本件処分とは関係のない事項である。

4 本件処分に至るまでの経緯

- (1) 当庁は、平成26年8月18日付けで、生活保護法第78条の規定により、費用を徴収することを決定し、審査請求人に対し、金564,726円を、平成26年9月11日を期限として納入するよう命じ、納入通知書を発行した。
- (2) 審査請求人から納期限までに納付されなかったため、平成27年2月17日付けで、平成27年2月27日までに納入するよう本件処分を行った。
- (3) 現時点で、審査請求人から納付は行われていない。

5 本件審査請求に対する意見

審査請求人は、平成27年2月17日付けの督促についての審査請求であるというが、異議申立書には、督促に対する異議の内容が記載されていない。

異議申立書に記載されている内容は、本件処分と何ら関係のない内容である。

審査請求人は、当該督促にかかる徴収金を納期限までに納付しておらず、本件処分は適法（正当）である。

6 添付書類 なし

